

作新学院大学及び作新学院大学女子短期大学部における
競争的資金等の不正防止対策に関する基本方針

平成30年12月5日
学長 裁定

作新学院大学及び作新学院大学女子短期大学部（以下「本学」という。）は、競争的資金等に関する不正防止体制に基づく不正防止計画を定め、競争的資金等を含む経費支出の運営・管理について透明性と信頼性を確保し、不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うため、以下の通り基本方針を定めるものである。

1. 責任体制の明確化

本学に、競争的資金等の運営・管理を適正に行うため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置き、その責任と権限を定める。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

競争的資金等の使用及び事務手続きに関するルールについて、明確化かつ統一的な運用を図るとともに、競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

(2) 職務権限の明確化

競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように適切な職務分掌を定める。

(3) 関係者の意識向上

競争的資金等の管理・運営に関わる全ての構成員に対して、本学の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況を及び理解度を把握するとともに、誓約書の提出を求める。

(4) 告発等の取扱い。調査及び懲戒に関する規程の整備等

機関内外からの告発等を受け付ける窓口を設置するとともに、不正に係る調査及び懲戒に関する規程を整備する。

3. 不正を発生させる用意の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。

4. 競争的資金等の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、実効性のあるチェック体制を構築し、適正な予算執行を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

競争的資金等の使用に関するルール等が、適切に情報共有・共通理解される体制を整備するとともに、本学における競争的資金等の不正防止に向けた取組みについて、方針等を情報発信する。

6. モニタリングの在り方

競争的資金等の適正な管理のため、本学全体の視点からモニタリング及び監査体制を整備し、実施する。